る。）とする。

［16～18　略］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、令和八年度繰出基準第１、５(2)イ(ア)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－150）×B

算式の符号

A　次の(1)から(3)までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（令和８年度繰出基準第１、５(2)アに該当する事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費

(1)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費の額が150円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの給水原価が282円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量１立方メートル当たりの供給単価が186円以上であること。

［略］

［20～21　略］

22　平成十二年度から令和七年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資償還同意等額は、国庫の補助金を

［16～18　同上］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和七年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和七年四月一日付け総財公第二十八号）第１、５(2)イ(ア)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（A－148）×B

算式の符号

A　次の(1)から(3)までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費

(1)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの資本費の額が148円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの給水原価が279円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量１立方メートル当たりの供給単価が181円以上であること。

［同左］

［20～21　同上］

22　平成十二年度から令和六年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資償還同意等額は、国庫の補助金を